

び受領した要望・提案への対応を行う等、ユーザー視点に立った統計システムの再構築と利活用の促進を図った。

(3) 諸外国との知見や課題の共有

ア 日本の知見の国際社会への展開

アジア健康構想の進捗に伴い、新しいテーマや課題も顕在化したため、平成30年7月、「アジア健康構想に向けた基本方針」（平成28年7月29日健康・医療戦略推進本部決定）を改定した。これまで軸足を置いていたアジアの高齢化社会に必要な介護産業の振興、人材の育成等に加え、アジア諸国の互恵的な協力による、医療・介護を中心とした疾病の予防、健康な食事等のヘルスケアサービス、健康な生活のための街づくり等、アジアにおける裾野の広い「富士山型のヘルスケア」の実現を目指すこととした。また、アジア各国と日本の中で「アジア健康構想に係る政府間覚書」を作成し、事業ベースでの一層の協力に向けた環境を整備するとともに、今後、人口が増加するとともに、アジアとの関係がより強化されることが期待されるアフリカに関し、アフリカに適した持続可能なヘルスケアの構築に係る提案についての検討に着手した。

また、我が国は、G7、TICAD、国連総会等の国際的な議論の場において、全ての人が生涯を通じて必要な時に基礎的な保健サービスを負担可能な費用で受けられることを指すユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）推進を積極的に主張してきた。UHCにおける基礎的な保健サービスには、母子保健、感染症対策、高齢者の地域包括ケアや介護等全てのサービスが含まれている。これまで開発途上国において高齢化対策や社会保障制度整備の支援、専門家の派遣、研修等の取組を通じ、日本の高齢化対策

等に関する経験・知見の共有を図ってきた。

イ 国際社会での課題の共有及び連携強化

平成30年7月に「人口構造の変化と少子化対策」及び「中高齢者再就職支援政策」をテーマとする日中韓高齢化セミナーを韓国で開催したほか、同年11月には「福祉テクノロジーを含めた介護労働支援」、「高齢者に優しい社会」及び「高齢者の孤立対策」をテーマとする日北欧高齢化セミナーを日本で開催し、政策対話を行った。

また平成30年5月15日、タイ（バンコク）において、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）第74回総会の機会にあわせて、国連人口基金（UNFPA）と日本の共催によるサイドイベント「我々の地域の高齢化：挑戦と機会」を開催した。我が国からは高齢化に関する専門家が参加し、アジア地域における高齢化についてパネルディスカッションを行った。さらに平成30年11月27日、タイ（バンコク）において、ESCAP「アジア太平洋地域人口と開発に関する閣僚宣言」中間レビュー会合の機会に、アジア健康構想関連サイドイベントとして高齢化に関するサイドイベントを開催した。平成30年10月に、インド共和国保健家族福祉省との間でヘルスケアと健康分野における協力覚書を交換し、アジア健康構想と、インド政府が推進しているアユシュマン・バラット・プログラム等のヘルスケアに関する取組を通じ、日印のヘルスケアと健康分野における協力の深化を図り、民間事業の振興を図ることを確認した。

6 全ての世代の活躍推進

「全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策」については、高齢

社会対策大綱において、次の方針を示している。

高齢社会に暮らす全ての世代の人々が安心して幸せに暮らせるよう、人々が若年期から計画的に高齢期に向けた備えを進めるとともに、各世代が特有の強みをいかしながら多世代のつながりを醸成し、全ての世代の人々が高齢社会での役割を担いながら、積極的に参画する社会を構築するための施策を推進する。

少子高齢化の流れに歯止めをかけ、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)に基づく取組を推進した。特に、働き方については、一人ひとりの意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるよう、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を推進した。

また、人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるため、「人生100年時代構想会議」において「人づくり革命 基本構想」(平成30年6月13日)を取りまとめ、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に「人づくり革命の実現と拡大」を盛り込んだ。

さらに、少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)に基づく取組を推進した。

「少子化社会対策基本法」(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱等に基づき、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備等総合的な少子化対策を推進している。

女性も男性も全ての個人が、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点から極めて重要である。

第4次男女共同参画基本計画に基づくあらゆる取組を着実に推進していくため、同計画に定めた具体策や成果目標の実現に向け、重点的に取り組むべき事項についてとりまとめた「女性活躍加速のための重点方針」を策定した。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号。以下、「女性活躍推進法」という。)附則に基づく見直しの検討を実施した。

国・地方公共団体に関しては、実効性の高い行動計画の策定を促進し、情報公表の内容充実を図ることを主な内容とする見直しの方向性を取りまとめた。

民間事業主に対しては、自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画策定等について、中小企業における女性活躍推進法に基づく取組を支援することを目的とした「中小企業のための女性活躍推進事業」を実施するとともに、実際に行動計画に定めた数値目標等を達成した事業主に対する「両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)」の支給や、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業に対する「えるぼし」認定取得の奨励等により、女性活躍推進法に基づく取組を促進した。また、企業の女性の活躍状況に関する情報や行動計画を公表できる場とし

て提供している「女性の活躍推進企業データベース」について、学生や女性求職者の利便性を高めるため、スマートフォン対応や検索機能の充実を図った。

さらに、女性活躍推進法に基づき、地方公共団体が策定する地域の女性の職業生活における活躍についての推進計画による取組について、地域女性活躍推進交付金等により支援を行った。

「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、農業経営や6次産業化の取組等において女性の更なる活躍を推進するため、地域の農林水産業に関する方針決定の検討の場への女性の参画の義務化や女性による事業活用の促進、地域農業のリーダーとなり得る女性農業者の育成、農業法人等の経営者を対象とした女性が働きやすい職場づくりのセミナーを全国で開催する等により、女性の活躍を推進する施策を実施した。